

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が更新されます

8月1日(日)に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。有効期限は、令和4年7月31日(日)までとなります。

被保険者証は世帯主宛に1人1枚送付されます。発送は7月下旬を予定しておりますが、月末になっても届かない場合は、住民課にお問合せください。

また、下記の場合は、必ず14日以内に届出をお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	・他の市町村の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・被扶養者でなくなった証明書 ・印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	・被保険者証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付の場合加入したことを証明するもの) ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	・被保険者証 ・印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	・被保険者証 ・在学証明書 ・他市町村住民票 ・印鑑

問住民課 ☎(57)4136

中学校一部選択制の申請で中学校の選択が可能になります

町内のどの中学校へ入学するかは、住所による通学区域に基づき決定されます。

地方分権推進や国の教育改革の流れを受けて、児童や保護者のニーズに応じた学校選択機会の拡大と特色ある学校づくりという観点から、通学区域制度の規制緩和を図る制度を導入しています。

〈一部選択制とは?〉

従来の通学区域を残したまま、毎年度決定する受入生徒数の範囲内で、希望する別の中学校への就学を認めるものです。

〈希望するには?〉

保護者に申請していただき、教育委員会が所定の手続きをとり入学を決定します。卒業まで通うこと、自力で通学できることなどを条件とします。

〈受入生徒数(令和4年度入学)は?〉

野木中学校 15名

野木第二中学校 15名

※受入枠を超えた場合は抽選

【保護者向け説明会】

📅7月27日(火)18時~

📍役場本館2階大会議室

【学校見学会】

6年生とその保護者を対象に各中学校で実施します。どちらも詳細は学校を通じて保護者にご案内します。

問こども教育課 ☎(57)4182

いじめ・不登校等相談窓口を設置しています

野木町教育委員会内には、保護者や子どもたちを対象とした「いじめ・不登校等相談窓口」が設置されております。電話や来所、またはメールにてご相談ください。秘密は絶対守ります。

【電話・来所相談】

📍役場別館

受付時間:月~金 8時30分~17時15分

※土日祝日を除く

☎(57)4182・4183

【メール相談】

受付時間:24時間

✉kodomokyoku01@town.nogi.lg.jp

※できるだけ早く回答するよう心がけていますが、

返答には日数を要することがあります。

問こども教育課 ☎(57)4182